広報きたうら

第120号

発行所　北浦村役場

北浦村大字山田

発行人

北浦村長　高柳庄次郎

さんゆう社印刷所

今月の納税

固定資産税

（第2期）

7月30・31日

公民館・役場徴収

愛の献血 ありがとう

青年団216名　5月27日

愛の献血をして下さった、青年団員のみなさん献血を心から感謝いたします。みなさんのきれいな血液は、重い病気や交通事故に苦しむ方々の貴重な生命を守るために役だっていられます。

血液は、身体に必要な栄養を配給し、同時に不用になったものを体外に運び出す役目をもって、全身の血管中を循環しているもので、人間にとって、最も大切なものの一つです。また、ひとたび細菌や有害物が体内に入ると、これに抵抗する働きをもって、自己を（身体）を守る役目も果たしています。このように大切な役目をもっている血液ですが、現在のところではその代用品がありません。血液そのものを補給しなければなりません。

五月二十七日、献血の結果、申込者数は百二十六名、医師の診断により、その内採血できない人が二十名、都合採血数百六名を多数の献血を得ることができ関係者一同こうした愛情のこめられた青年団員の皆さんに感謝いたします。

議会報告

六月十二日、役場会議室で第二回定例村議会が開かれ、村が提出した報告二件、議案六件を慎重審議のうえ満場一致で議決しました次にそのあらましをお知らせいたします。

○　専決処分した件の承認について

昭和四十三年度一般会計補正予算について専決処分した件について、議会の承認を求めたものであります。内訳は、野菜近代化補助金が交付されたのにともない提出されるものです。

○　継続費繰越計算書について

継続事業として、建設を進めている農免道路の予算額のうち支出を終らなかったものを繰越したものです。

○　北浦村議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職員の諸手当との均衡上改正するものです。

○　公文書の左横がきの実施に伴う北浦村条例の経過措置を定める条例について

公文書の全面的の左横がきを実施するにあたり、前の条例の経過措置等を定めたものです。

○　北浦村特別職の職員で非常勤の設置に関する条例について

いままで、非常勤特別職の嘱託員である、医師の身分の明確化、地位向上を、計るためのものです。

○　北浦村税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正により、各科控除額が引きあげられたのにともない、改正されたものです。なおこの控除額は、本年度税額から実施されます。

○　北浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正の公布に伴い、国民健康保険税の税率及び減額率について改正されたものです。

＜所得割＞

百分の一・五六→一・五五

＜資産割＞

百分の二〇・〇→二三・〇

以上、所得割、資産割は地方税法により、それぞれ評価、査定されたものにかけられる率の変更であります。

＜被保険者均等割＞

被保険者一人について

一、〇八〇→一、三〇〇円

＜世帯別平等割＞

一世帯について

二、三五〇円→二、七七〇円

（減額）

ある基準内の所得の方には減額されますが、これもそれぞれ改定されました。

○　昭和四十四年度北浦村一般会計補正予算について

おもなものは、県興農資金二百万円、消防団員退職報償金受入金五十二万円の増などとなっています。

人口と世帯

世帯数	2,251	(3)
総人口	11,107	(△23)
男	5,311	(△11)
女	5,796	(△12)

昭和44年5月末日現在

北浦村振興計画のあらまし　その一

次に就業者六百七十六人による商業は、いづれもその規模は零細で種々問題点をもっている市場が狭いため、食料品、日用品雑貨を主体とした片手間労働による小売が中心であり、今後も人口増加が望み得ない現況にあるので、現状維持で推移するであろうが、零細小売商については、流通機構の末端を補充するものである以上適切な対策が考えなければならない

㈼　諸環境施設

道路整備については、産業の振興、進展のためには、道路は重要な役割をもつものである。現在、村内の県道においては三〇％が舗装され、主要村道総延長五万三千三百九十二メートルで年々砂利等による補修が加えられているがモータリゼイション（自動車時代）は急速に進み、補修がおいつかない状況にある。道路等にも社会資本としての公共投資が考慮されなければならない。主要道路を結ぶ道路の新設も計画されなければならない。

農家の所得水準が高まるにつれて、生活環境施設、住宅の整備充実は、村の行政需要となるであろう。また、生活様式の都市化にともない、教育、保健、福祉などの公共施設、スポーツ・レクリエーション施設に対する需要も巨大なるものになるであろう。

以上、北浦村における目標の概略、あるいはこれに対処する問題点について述べてきたわけであるが、村振興計画の究極の目標は住民の真の福祉の向上にある。

従来の地域開発を見ると、その重点が経済開発―工業立地を中心とする各種の経済面での開発から―社会開発―住宅、交通、社会福祉教育などの社会的面での開発へ―と移行しつつある傾向がある。

住民福祉を積極的に高めるためには、経済、社会開発をすすめるわけであるが、特に施設設置計画等については、基本計画でお知らせしますが、必要施設に対する機能分担あるいは優先順位についてであります。

まず機能分担のあり方として、従来の自治体の計画に見られた公共施設のワンセット方式をやめ広域的考慮から広域的処理一部事務組合方式を導入し、しかも病院、住宅、観光施設等民間に依存できるものは民間にまかせ、公共投資部門も、積極的に民間施設の立地を誘導する方策を進め、さらに広域的機能を有する国、県に期待できるものは競合をさけるべきである。また、先行投資を行いうる優先順位を確立して、行財政が効率的、計画的に運用されるように留意しなければならない

このため今後の社会状勢に対し最も効果的な施設を優先することはもちろんであるが、重点部門を年次的に配置し、副次的には財政、運営上の見地からも補助率、起債充当率を勘案しなければならない。

Ⅱ　基本計画

1　基礎的条件の整備計画

村が産業開発、社会開発を推進し、公共サービスの向上をはかり、住民福祉の向上を実現するための基礎となるのは、土地水等の自然条件の整備と住民の外部からの災害から保護することであろう。

（つづく）

農業後継者協議会開く

時代に即応した組織を

近年日本経済の高度な発展にともない、農業、農村に及ぼす影響が多く農村農業労働者の流出が激化し、特に若令層の流出がめだっています。

農事研究クラブ等も伸び悩み状態を生じ農村青年の寄りどころが時代のすう勢としてなくなりつつあり、時代に即応した農業後継者組織を必要とする気運が生まれていました。

そこで、農業委員会、青年団、四Hクラブ等などの既存の組織、団体等が中心となり農業後継者組織の結成をいそいでいましたが、県農業会議等の指導により、六月十三日「北浦村農業後継者協議会」が、八十三名の出席を得て設立のはこびとなりました。

事業は

事業は

①農業経営、技術改善に関する研修と調査

②農政関係に関する研究会及び研修

③先進地視察、実績発表会、機関紙発行

④グループ組織活動

⑤レクリエーション

⑥家族的地位の向上に関する事項

等となっています。

入会は

入会は、三十才以下の方はいつでも申込み会員になれ、役場農業委員会に事務局がありますからおいで下さい。現在会員は百五十六人です。次に役員は○会長、原繁太郎○副会長、方波見亘快、斉藤一男○監事、伊勢山正、久保忠春

写真は総会の模様

メモ

四十三年の水難事故

水難事故の最も多い六月一日から八月三十一日までの三ケ月間における発生状況は、次の通りであります。

○件　数　九十五件

○事故者　九十九人

（うち死者は七十二人）

犠牲者（死者）を場所別、行為別、年令別にみますと次のようになっています。

【場　所　別】

海	四二人	五八・三％
河川	一四	一九・四
湖沼	九	一二・五
用水堀	五	六・九
その他	二	二・九

【行為別】

水泳中	五六人	七七・七％
通行中	四	五・六
魚釣り	三	四・二
魚取り	二	二・八
水遊び	二	二・八
ボート遊び	一	一・三
その他	四	五・六

【年令別】

高校卒以上	四二人	五八・八％
相当年令	九	一二・三
高校生	〃	〃
中学生	九	一二・三
小学生	五	六・九
未就学児童	七	九・七

事故の原因

高校卒以上に相当する年令層の事故が増加した原因は、遊泳禁止または、遊泳危険の標示に無視して泳ぐなど、無謀な遊泳が増加したためです。（県警外勤課調べ）

鹿行大橋

花火大会

◉ところ　鹿行大橋タモト

◉とき　昭和44年7月10日　午後7時30分～9時

◉主催　北浦村商工会　大洋村商工会

◉後援　北浦村　大洋村

青少年相談員を委嘱

▽青少年相談員は、青少年に深い理解と愛情を持ち、地域社会において青少年の指導に努め、自主活動を盛んにし、地域ぐるみの青少年保護育成活動を推進するために、その中核となつて活動します。四月一日付で十名の方が委嘱されました。△△△△△

郡司　行夫（繁　昌）
小林　幹明（三　和）
大原　久明（山　田）
斉藤　達雄（内　宿）
原　繁太郎（小　貫）
石橋　辰夫（南高岡）

一般に、青少年問題というと誰しもすぐ問題青少年のこと、即ち要保護児童、非行少年のことだと理解する向があります。しかし、最近の青少年問題は、戦後の家庭環境の変化（核家族等）経済の高度な成長、人口構造や産業構造の変化とともに、次々と新しい課題を生んでいる。前頁でも取り上げた農村における後継者、都市化によるレクリエーションの変化、児童の遊び場の問題等数えればきりがありません。

これらの問題は、いずれもその根源は極めて深く、その範囲も広範多岐にわたっており、一朝にして解決することは困難であり、特に最近は総合的かつ長期的対策をすすめていくことが必要視されてきています。また、青少年の健全育成をにかる施策の実施にあたりましては、青小年自身の自覚を高める一方、健全育成の基盤としての家庭、学校、職場および地域社会の指導が太切であります。その一関として青小年相談員に、指導相談の業務をお願いし、青少年の指導をはかっていきたいと思います。

この相談員の業務を見ますと、居住地域に密着した自主的活動であり　警察官や関係官庁との連けいを強化して指導の徹底をはかります。

昨年の活動状況を見ますと、非行少年の相談など個別指導二十五件、青年団等の指導援助など集団指導二十三件、婦人団体など地域団体指導二十件、関係機関への協力五十七件、合計百二十五件となっています。

本年度から新らしく委嘱した青少年相談員の方は次のとおり　敬称略

塙　　衛（次　木）
高柳　昌水（山　田）
大場　藤弥（小　幡）
塙　　正雄（行　戸）

「身体障害者相談員制度」

身体障害者の福祉対策（相談指導）は、従来から民生委員の方々や福祉事務所などで行なはれてきましたが、さらに相談、指導の活発、円滑化を図る目的から「身体障害者相談員制度」が一昨年の十月から発足しました。

相談員は、知事の委託を受け、民間人の立場から、

①身体に障害のある者の相談をうける。

②身体障害者の地域組織活動の中心となる。

③身体に障害のある者の更正援護について関係機関に協力する。

④身体障害者更生援護の普及を図るなどの業務を行います

本年度は二十三名増員して、県内に九十二名が配置されており、そのほとんどが、身体障害者で、地域の信頼を得て活動しています

本年度からろうあ者を対象とした相談員として、ろうあ福祉に理解があり、手話法のわかる聴覚の健康な方、五名を配置しました。

七月一日から　交通事故相談所

鹿行地方県民室（鉾田）に開所

鹿行地方県民室内に交通事故相談所が七月一日から開設されます

この交通事故相談は、無料で、日曜日、国民の祝日及び十二月二十九日から翌年一月三日までの間を除いた日とし、午前九時から午後四時までです。

交通事故がおきた時、賠償額の算定、示談の仕方、自動車損害賠償保険の請求方法でおこまりになっている方はご相談下さい。

新都市計画法

（解　説）

六月十四日、都市づくりの基本法ともいうべき新都市計画が施行されました。そこで、都市計画法のあらまし、変わった点を見たいと思います。なお、郡内では、潮来町が同法適用地域です。

都市計画法の施行令が十四日から施行になりました。旧都市計画法は、大正八年に制定された片カナの時代おくれの法律でありました。したがって、急激に人口と産業が都市に集中し、上下水道、電気ガス、道路など都市基盤が整備されぬまま、住宅が建ちならび、市街化が無秩序に広がる。いわゆるスプロール（現象無秩序な発展）に対処するにはまったく無力でした。

新しい都市計画法は、これらの欠陥を是正し、都市のスプロール化を防ぐことに第一のねらいがあります。そこで、都市計画地域を

市街化地区と市街化区調整区域に

今後積極的に町づくりを進める市街化区域と市街化調整区域に区分する。市街化区域は、相当の人口及び人口密度を有する既成市街地の区域、これに接続して現に市街化しつつある地域であり、おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を計り、道路、上下水道などの公共施設を重点的に整備し、市街化調整区域には、原則として公共投資を行なわないことにしています。

この制度のねらいは①道路、下水などを整備するための公共投資の効率を高め②広い地域にわたる散在的な市街化と都市の機能の低化を防ぐ③開発不適地を明らかにすることによつて、それらの地域での地価の思惑的な上昇をとめる④農地、山林などの荒廃を防ぎ、都市周辺に緑を確保するなどである。

ただし、当分の間は大都市およびその周辺の区域で適用される。一挙に都市計画区域についてやるのでなく当面スプロール化区域からやつていくようである。

新法では、また、住民の意志を尊重する意味から、従来、建設大臣にあった都市計画決定の権限が新法では知事や市町村長にゆだねられた。

（つづく）

母子保健車を設置

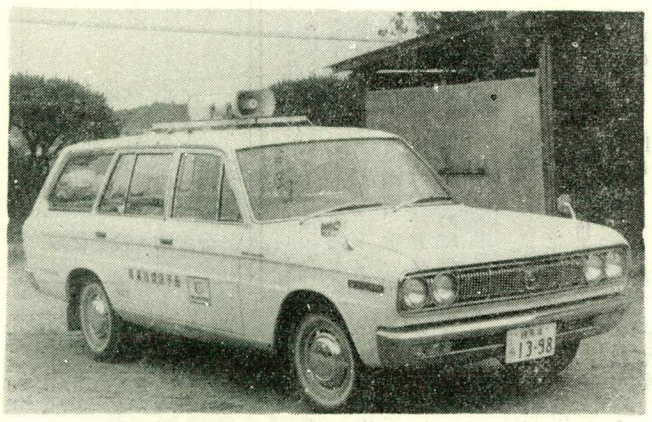

母子保健指導に活動

このほど、母子健康センターに母子保健指導車が購入されました。この指導車は、日本自転車からの補助金をもとに、村の負担金とで購入したもので、六月十日、東京で引渡しが行なわれ、テレビで放送されたので、ご存知の方も多いと思います。

この指導車は、妊婦検診、乳児検診などや、産婦送迎、保健広報活動等に使用されることになります。

写真は購入した母子健康車

おしらせ

簡易保険の配当金を増額

郵便局の簡易保険の配当が増額されました

これは、昭和二十七年から数えて八回目、今回の増配額は月額保健料の一・二ヶ月分程度です。

この結果、例えば昭和二十四年に三十才で加入した全払二十年満期養老保険の場合、保健金五万円に配当金二万五千五百二十円（月額保険料の百六十ヶ月分）が加算されるので、満期時には七万五千五百二十円が支払れることになります。

なお、簡易保健は好調な伸びを示しており、昭和四十三年度に三百六十九件、一兆四千億円をこえる新契約がありました。

また、保険金最高制限額の二百万円への引き上げ、傷害特約の創設などが今国会の簡易生命保険法の改正で議決成立しましたので逐次説明していきたいと思います。

トラクター協定料金決まる

トラクター業者協議会（村内七業者）は、六月一日総会を開き、左記の通り決定しました。

（耕起）
テスクプラウ　十ㄱ当（畑）　千五百円
ボトムプラウ　〃　千八百円
（整地）
ロータリーテイラ　〃　千三百円

お医者さんの日曜当直

月日	当直医師	電話
七月六日	全医師	
七月十三日	久米医師	七一
七月二十日	剣持医師	一七一
七月二十七日	横瀬医師	四

事務所続計調査を実施

七月一日から

総理府統計局では、七月一日から、全国いっせいに事業所統計調査を実施します。

この調査は、国勢調査とならぶ国のもっとも基本的な調査で、事業所、商店、寺院等をはじめ学校などあらゆる事業所を調査いたします。

この調査は国勢調査が人口などを中心とした統計調査に対し産業の見取図を作る統計調査です。調査の結果でた数値は、地方交付税地域開発計画など生活に密接な資料として使用されます。調査は簡単ですので、重要性をご理解のうえご協力お願いします。

大切な郵便を受箱で

郵政省では、ただいま受箱の設置運動を展開中です。ご希望の方は北浦郵便局に申込んで下さい。一個七百円でお分けしています。

注目される十年年金

大巾五千円にアップ

＝国民年金改正法から＝

加入者は八十九人

十年年金の対象者は次項で示したとおりですが本村の場合これに加入している者は、八十九人となっております。

しかし、このすべてがスムーズに受給されるとはかぎりません。なかには、経済的な理由で免除されている人や、その他のいろいろな理由で保険料が未納となっている人、あるいは加入しても趣旨をよく理解できずそのまま放っておいたため、未納となっている人が案外多くいるからです

他の保険にはない有利な年金

ここで十年年金を満額に受けられる人たちの納める保険料と、支払われる年金額とを比べてみることにします。

（対象者）
○明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日生
（昭和三十六年四月一日で満五十五才をこえない）

（年金額等）
○年額　六万円
（現在　二万四千円）
○月額　五千円（現在二千円）
○保険料額　二万五千八百円
（昭和三十六年三月から昭和四十六年三月まで）

昭和三十六年四月から昭和四十六年三月まで、全部納めるとすれば、その額は二万五千八百円、支払われるお金は年額六万円、たとえばこの人たちが平均余命（何才の人が、これからさきなん年生きられるかを表わす言葉）を保てば男の場合七十七才、女が七十九才となっておりますので、支払われるお金は、全部でそれぞれ男七十二万円、女八十四万円となります。

これは、他の保険にみられない有利な年金であるといえます。

免除の期間を追納で

さて、なかには家計の都合で保険料の免除を受けている人もありますが、この人たちはどうなるでしょうか。

免除を受けた期間があると全部納めた人と同じ額の月五千円はもらえません。（三分の一）ですから全額（月五千円）の年金をもらおうとするには、免除されている期間を追納（いまから納めること）することによって、最初から納めていると人と同じに月五千円の年金をもらうことができます。

未納の期間をなくすこと

万一保険料の納めていない期間があると、月五千円はもらえず、きわめて少額の年金しかもらえません。ですから未納のある人は早く納めるようにしてください。

あなたの老後は　あなた自分で

あなたの老後はあなたご自身で築かなければなりません。安心して老後の年金を受けられるよう、ふだんの心がけを大切にしたいものです。

それには、役場の国民年金係で自分のようすをたしかめ、免除あるいは未納があれば、よく相談することをぜひおすすめします。

× × ×

たばこ謝恩セール

七月十五日から　八月二十日まで

たばこ消費税は、昭和四十三年度専売公社から九百五万六千円納入され村の有力な財源となっています。

皆さんが毎日たばこ一個（ハイライト、ひびきなど二十本入れ）を買うと、そのうち村へ十三円十八銭、一年で四千八百二十円のたばこ消費税を納めていることになります。そして村の有力な財源となり学校の新築や設備の向上、道路の改修など、明るい住みよい村づくりに役立てられております。

鉾田たばこ販売組合と協力会では、七月十五日から八月二十日まで、たばこ販売増進月間行事の一かんとして、管内消費者の皆様の日ごろのご愛顧にこたえるため「たばこの謝恩セール」を行なうことになりました。内容は、たばこをまとめて五個買った方に対し、スピードくじを一枚進呈し、あたった方には、その場で、ホープ（十本入）五個、残念賞に当った方には一個を進呈するというものです。